

## 沈黙論——研究ノート(2)——

中村一基\*

(1992年12月8日受理)

Kazumoto NAKAMURA

On Silence (Academic Achievement) (2)

研究ノート(1)では、日本人の言語感覚について、言語と沈黙という対峙関係を突き抜けるように、沈黙の言語があり、またその向こうに、失語という言語主体から遊離した言語の問題あることを、沈黙の意味性の把握を中心に考察した。その結果、日本人の言語感覚には、言語に対する二律背反的な感覚があり、その根底に言霊信仰がいまも生き続けていることを論じた。本稿では、「忌み言葉と差別語」をとりあげ、言語のタブー化という事態の背景に、日本人の「穢れ」の感覚と言霊の観念が色濃く影をおとしていることを考察した。

〔キーワード〕 忌み言葉、差別語、言霊信仰、穢れ、言葉狩り

1

忌み言葉とは、現在「不吉な意味や連想を持ち、使用を避ける語。」(『広辞苑』)という解釈とともに、「忌みさける語の変わりに用いる語」(同)という解釈も通用している。現在、身の周りで感じられる忌み言葉として、婚礼の場における「戻る」「帰る」「切る」「去る」などが思い浮かぶ。それらの言葉は「縁起でもない」「縁起が悪い」といった理由によって忌避される。勿論、それらの言葉が別居・離婚という夫婦関係の破綻を連想させるからである。ただ、当然の如く、「戻る」「帰る」「切る」「去る」などの言葉は日常言語であり、その使用においては本来的には何の制約もない。ところが、婚礼の場という限られた場面の中で、それらの言葉は忌み言葉として、まさに意味(忌み)付けされるのである。その点から榎垣 実の「忌み言葉とは、特定の時・特定の場所で、ある種の言葉を使うことを避け、その代用として使う言葉のことである。」(『隠語と忌み言葉』、『日本民俗学大系』第10巻、255頁〔口承文芸〕)という概念規定は、「特定の時・特定の場所」との関係性において、或る言葉が忌み言葉になりうることを指摘した点において順当といえる。この「特定の時・特定の場所」に関しては、婚礼のほか、葬儀の場が思い浮かぶ。「死ぬ」という言葉が、忌み言葉として忌避され、その代用語として「亡くな

る」「みまかる」という言葉が使われる。楳垣の概念規定によれば、「亡くなる」「みまかる」が忌み言葉ということになる。則ち、婚儀と葬儀という〔儀礼の場〕において、言葉は忌み言葉に変容させられている。この〔儀礼の場〕における忌み言葉は、忌み言葉の「忌み」が持つ両義的な意味に対応している。婚儀では忌み言葉を言わず、祝福の言葉を氾濫させることで、忌むべき事態が招来することを避けようとし、葬儀においては死の穢れを死という言葉を使わないことで回避しようとする。ただ、穢れに対してのベクトルの差はあれ、穢れからの防衛という点で共通している。

## 2

楳垣は、〔儀礼の場〕における忌み言葉の発生に関して、

忌み言葉は、宗教信仰から行われる儀礼的「忌み」の一つの形式で、祭礼などの信仰行事を行ったり、神聖視された場所に近づく時に、特定の事物や行為を「穢れ」として避けると同時に、それらを言葉に出して言うことをも慎んで、代用語を使ったことから生まれた。(前掲書、255頁)

とまとめた。現在の婚儀・葬儀における忌み言葉の発生も、右の説明で一応理解される。

では、「忌み」の対象は何か。楳垣は、その事については、

忌みの対象は、超自然的な力(神)であり、忌み言葉を使うのは、見えざるものに対する恐れから、また見えざるものに対する警戒からであった。(255頁～256頁)

と、「超自然的な力」に対する二種類の「おそれ」が、忌み言葉を成立させたと説く。二種類の「おそれ」と忌み言葉との関連については、

禁忌には、神聖なものを汚してはならないという「畏れ」と、邪悪なものに汚されてはならないという「怖れ」とがあって、能動的積極的な「おそれ」と、受動的消極的な「おそれ」とが、言葉という面に現れたのが忌み言葉だったように思われる。(『日本の忌みことば』30頁～31頁)

というように、信仰的畏怖感の存在が、忌み言葉の成立に関して欠くべからざる要因として考えられた。このような楳垣の捉え方は恐らく忌み言葉の捉え方としてそれほど外的なものではないだろう。

## 3

楳垣の忌み言葉の現在の状況についての、

忌み言葉を支持した信仰は、都会から次第に薄れてゆき、やがて消え去った。そのため、忌み言葉は、そういう信仰のかすかに残っている山村・漁村・農村だけに、ようやく跡をとどめている。(『隠語と忌み言葉』257頁)

という〔忌み言葉消滅説〕には、若干の違和感を感じざるを得ない。忌み言葉は楳垣の言うように消滅していくのか。確かに、「山言葉」「沖言葉」「正月言葉」と言われる忌み言葉が、山の神・海の神・歳神といった神々に対する畏怖感に支えられたものであったことは否定すべくもない。そして、村社会の崩壊とともに、それらの信仰が生活の中で実感されなくなっているだろう。楳垣は「忌み言葉は隠語と違って、すでに過去のものとなっ

ている。」という。解体する村落（それは、今更といった感もなきにしもあらずだが）、そして消滅する忌み言葉。はたして、忌み言葉は消滅するのか、再度、問う。榎垣は「古くは一般社会で広く使ったらしいものもあるが、現在では特定の社会集団だけに限られ、広義の隠語の中に入る。」（同上、255頁。）と答える。則ち、忌み言葉は変質したという。現在、残っている「山言葉」「沖言葉」「正月言葉」を「広義の隠語」とする視点は、隠語を「特定の階層や職業の社会集団だけでしか通用しない非公式（作為的）な言葉」（榎垣）という概念規定にもとづいたものだ。しかし、この忌み言葉の隠語への取り込まれという展開に対して、渡辺友左の次のような反論も留意すべきだろう。

わたしは、榎垣がいう、平安時代の神官の「忌み詞」やその伝統をひく獵師の「山ことば」、漁夫の「沖ことば」などは、隠語ではないと思う。隠語ではなくて、職場語・職業語、または専門語であると思う。（『隠語の世界—集団語へのいざない』130頁～131頁）

この反論の根拠は、当然の如く隠語の概念の相違にある。渡辺は隠語とは「社会集団が集団内部の秘密を保持するために、その集団の内部だけにしか通じないことを意図して、人為的につくった言葉」（傍線—筆者）と考える。それは、例えば、渡辺によれば非行少年の動物園（学校）、ふける（さぼる）、タイマンをはる（一対一で喧嘩をする）といった言葉などであり、また、デパート・警察・タクシー・医者・看護婦・鉄道従業員・落語家・バーテンダー・僧侶などの集団内部の秘密保持のための言葉である。

## 4

禁忌言語に、まず、二方向が考えられる。それは、神に象徴される超自然的な力を意識したもの、穢れと言霊の観念がその禁忌性を規定する。また、もう一つの方向は社会的集団相互の関係性に基づくものである。榎垣は忌み言葉は前者から、現在は後者へと轉移していると判断しているのに対して、渡辺は忌み言葉が宗教的・信仰的な性格を喪失したとしても、それは、神官・獵師・漁師という職業における職場語という枠を逸脱したものではないと判断している。この両者の見解の相違は、隠語の概念の相違である。ただ、筆者の関心は忌み言葉が隠語に入るのか否かにあるのではない。或る言葉に「忌み」性が付与される構造を明らかにして、また現在、新たな様相のもとに忌み言葉が復活しているのではないか、という点を明らかにしたいと思っている。則ち、新たに「忌み」性が付与された言葉に対する禁忌、そして言い換えという現象が穢れと言霊の観念の影響下に引き続いて起こっているのではないかという疑問を明確にしたいのである。それは、例えば、「縁起言葉」という形で。それは、榎垣が忌み言葉が消滅していったという都会における、客商売・水商売という職業に顕著である。まさに、この「縁起言葉」は現代の忌み言葉として機能している。例えば、病院に四号室という病室番号はない。それは、言うまでもなく「四」が「死」に通じるからである。榎垣は、このような傾向について「考えてみればほんの気安めなのに、都会人はそれで安易に解決して、それ以上考えない。」（260頁）と述べ、

解決のつかない死の問題を、巧みに単なる発音の問題にすり変えた点に、「縁起言葉」を生んだ社会の特色がうかがわれる。（同上）

と指摘する。確かに解決のつかない問題語を、発音の問題にすり変えたり、言い換えの形

で潜り抜けようとしている。その言い換えの根底にあるのは、神への信仰ではなく、言葉そのものに対する信仰、則ち言霊信仰ではないのか。一般に、言霊信仰は、言葉を口にすると言葉に宿る霊力が働き、言われた事物が発現し影響を及ぼすという信仰と考えられている。その信仰は、明確な宗教・信仰ではないのだが、「縁起の悪い言葉」（忌み言葉）は不幸を招く、といったような、或る言葉に不吉な連想を働かせる感覚的な力として作用しているのではないか。

## 5

問題は穢れの有無である。あるいは、こう言ってもよいだろう。穢れを感じる意識の有無だと。かつて、「死」は黒不浄と呼ばれ最大の穢れとして最も忌まれた。また、「月経・出産」は赤不浄と呼ばれ穢れとされた。まず、「死」と「血」が穢れとして忌まれてきたと言えよう。そして、現在、その穢れの観念は変化したか。この問題について、積極的に発言しているのは、都市民俗学を標榜する部分であろう。例えば、宮田 登は「ケ」・「ハレ」・「ケガレ」の三者の関係について、次のように構造化する。

ケガレはケのサブ・カテゴリーである。重要なことは、ケからケガレに移行する局面と、ケガレからハレへ移行する局面である。おそらくケガレからハレへの場合、衰退したケの回復のための相当量のパワーが必要とされたのであり、それが祭りなどの儀礼に表現されているといえよう。ケ→ケガレ、ケガレ→ハレの状況には、つねにケガレが一つの境界領域として存在していることは明らかである。（「気離れと穢れ」、『怖さはどこからくるのか』筑摩書房、51頁 1991年7月）

これまでの「ハレ」（晴。清浄性・神聖性。）と「ケ」（曇。日常性・世俗性。）との二元論から、第三のカテゴリーである境界領域としての「ケガレ」（不浄性）の導入は波平恵美子なども取っている方向性でもある（『ケガレの構造』）。宮田は「ケガレ」は「ケ」に古来から「気」を使用する事例から「気離れ」、則ち、生命力の枯渇を意味する言葉ではなかったかと考える。また、「ケガレ＝穢れ」という認識の成立に対しては、

ケガレの本来の意味からすると、汚穢に相当するケガレはその一面のみが拡大解釈されたのではないかと推察される。しかし、汚いものにたいする生理的嫌悪感がいっばうにあって、それがケガレの語に集約されるという基本的な心情も否定できない。（同上）

と考える。ここに、宮田の「ケガレ」観の特質がある。則ち、再度、彼の言葉を用いるならば、ケガレの現象には「見えるケガレ」と「見えないケガレ」があり、前者は眼に見える汚いもの全般であり、後者が「気離れ」である。また、前者には後者が内在しているという見方も提示されている。

## 6

我々の日常生活は「ケガレ」に侵犯されている。その「ケガレ」を排除するために祭り・神事という「ハレ」の行事があることは言うまでもない。生命力の回復がそれによって果たされる。「ハレ」の行事は「キヨメ」の手段である。そして、日常的に「ケ」は「ケガレ」が「キヨメ」られていくことで、「ケ」としてのバランスを取っている。例えば、

葬儀から戻ってきたとき、「キヨメの塩」をかけられることで、「死のケガレ」を取り去ることが可能と我々は感じている。このことは、我々が無意識の中で、「ケガレ」の感染というものを意識していることを現している。宮田の指摘を待つまでもなく、幼き頃からの記憶をたどれば、青鼻垂らした子供を生理的嫌悪の眼で見ている自分に出会う。その生理的嫌悪の根に「ケガレ」の意識があったことは否定できない。また、その子供に触れたりすることで、その穢れが感染するような意識に囚われたのも事実である。それは、『延喜式』に既に現れている〔触穢〕の観念の心意伝承とも言うべき状態である。「汚いものにたいする生理的嫌悪感」というものは抜きがたく存在する。現在、〔一億総清潔化〕といった状態の中で、ますます穢れ排除の意識は強化されている。それは、〔穢れた者〕を徹底して弾き出していく。一旦、〔穢れた者〕というレッテルを貼られた者は、イジメという排除行為に会わざるを得ない。イジメという排除行為において突きつけられる言葉が「バイキン」「ゴミ」といった言葉であることに、「ケガレ」の意識の根深さを思い知らされる。〔穢れた者〕というレッテルが個人にではなく集団に貼られた場合、どのような「キヨメ」がありうるのだろうか。宮田は集団に共有されているとみなされるケガレのあり方をめぐって、

もっとも端的な事例は被差別民にかかわるケガレであり、ひとたび被差別民としてレッテルをはられると、それは血スジとして代々子孫におよぶことになる。集団が背負うケガレのために、その集団が隔離されたり、キヨメられることによって統御されることになり、社会全体のバランスが保たれてくる。（「ケガレとキヨメ」前掲書。119頁）

と述べたあとで、次のように要約した。

つまり、ケガレを属性とする集団が存在することにより、それを排除する機能が働いて、全体の体系が維持されるということであるから、ケガレ集団そのものがはじめから作為的に設置されたことが予想されるだろう。その意味では、被差別部落がケガレしているというのではなく、ケガレにあてはめられたという認識が重要だろう。（同）

と。被差別部落が歴史的に排除されるべきケガレを担わされたという認識に異論はない。その意味では「言われなき差別」ではなく、「言われある差別」である。そして、「被差別部落」をめぐる差別語の問題は、差別語とは一体何者なのか、さらに、なぜ差別がおきるのか、差別とは一体何なのかといった問題にまで、我々を追い詰めていく大きな問題としてある。

## 7

差別語があるから差別があるのか。まず、言えるのは差別とともに差別語がある、ということだ。実体〔事実〕に対しての名称〔命名〕という関係。この事は、確認しても良いだろう。そして、現在、問題となるのは、名称に対しての実体という関係を認めた上で、名称の消滅を実体の消滅にまで拡大解釈しようとする動きである。「名づけ得ぬもの」は存在しないのか。現在、蔑視語（差別語）に対しての我々の態度について、次のような考えがある。

ことばを実体化していくという生活態度ではなく、ことばが指示している実体そのものを鋭角に把握しようという態度こそが、現代人に要請されるべきであろう。つまり実体を等閑に付し

て、その実体を指示する概念である言語シンボルを実体化して迫るという姿勢は、生活の本質から乖離しているといわざるをえない。

(今野敏彦『蔑視語—ことばと差別—』明石書店、41頁、1988年6月)

と。現在、差別語と言われるものが新たな〔禁忌習俗語彙〕として位置づけられ、その穢れた言葉を使うことが罪悪のように思われ、差別語とされるものに対して我々は沈黙を強いられる。そして、あえて言うならば、差別語にたいする告発が被差別者からというよりは、差別側（これが妥当な表現であるかは保留しておく）内部における自主規制、自粛、告発といった形であらわれている方に、最も注意をひかれる。それは、〔言葉狩り〕と〔言い換え〕といった事態である。今野氏にしても、菅孝行の「ことばの病は、構造の病を癒さねば消えはしない。」（『倒錯の倫理と<義>の難関—差別解体の当事者とは何か』『現代の眼』現代評論社、77頁、1973年9月号）、また、「『日本人』が『日本人』の言辞をタブー化することで、差別と闘っているかの如くに錯覚するのはあまりにも愚劣なこと」（同）という考えに対して、

とはいえ、タブー化しなければならない言辞は、一刻も早くタブー化すべきであり、そのうえでタブー化された蔑視語の指示する実体を洞察してよいと考える。（前掲書、41頁）

と一応認められた形を取りながらも、蔑視語（差別語）のタブー化〔言葉狩り〕を、実体そのものの考察の前提として言わざるを得ない。そこに問題の複雑さを感じる。則ち、菅の言う「構造の病」、正確には〔差別の構造〕の存在を抱えた上での、蔑視・差別の排除が、困難であるという自覚が今野氏に「特定の民族文化に偏重しない言語の創造」という原理に立つという「エスペラント語」に眼を向けさせ、「エスペラントの内在精神を蔑視語を考える際に援用しようとする提唱は、奇想天外なものではない。」（44頁）と「エスペラント語」の提唱へと向かわせている点を考えてみても。

## 8

〔言葉狩り〕が孕む問題は大きい。そして、その問題の根が〔言霊信仰〕にあるのではないかという指摘は、すでになされてきた。その一例として、作家井沢元彦の、

戦前の「敵性語追放」、戦後の「差別語追放」、この根底にある思想はまったく同一で「言葉」を「狩る」ことによって、その言葉によって表現される実体（敵や差別）が退治できるという考え方に他ならない。これは言うまでもなく、言葉と実体がシンクロしているという信仰がなければ存在しえない考え方である。逆に言えば「言葉狩り」が存在すること自体、コトダマ支配が現在も脈々として続いていることを証明している、と言える。言葉狩りはコトダマ支配でなければありえない、コトダマ社会特有の現象であるとも言える。（『言霊』祥伝社、36頁、1991年2月）

といった言辞がある。このことは、樺垣が忌み言葉の起源について、命名の持つ意味と関連させながら、「わが国古代のコトダマ（言霊）信仰と、本名を呼ぶことを嫌う習俗は、明らかに結びつく」（『日本の忌み言葉』岩崎美術社、39頁、民俗民芸双書77）と述べ、名前を呼ばれることが、支配・被支配の関係とされるのは、名が個体の一部、または個体そのものという言霊の観念と結びついていたからだと、

コトダマの信仰とか、本名を呼ばれることを忌む事実とかを考えてみると、どうも忌み言葉の

習慣もこれと同じ根から生じたもののように考えられてならない。(41頁)  
と結論付けていることと通じ合う。

## 9

井沢は「差別を助長する言葉」を追放するのは、或る意味で当然であり、反対はしないとした上で、「差別語」の定義の拡大解釈が引き起こす事態、「普通の言葉」までが差別に敵対する「敵性語」として抹殺される事態を危惧するという(同書、36頁～37頁)。問題は差別語と普通の言葉とに明確な差異があるのかという点である。井沢は「めくら」「びっこ」といった障害者に対する差別語について、

「ジャップ」はあくまで罵倒語として作られ、蔑称であることはまぎれもないが、「めくら」というのは、語源的にはおそらく「目暗」であり、「目の前が暗い」という事実を淡々と述べた言葉に過ぎなかっただろう。それが前近代における障害者に対する差別意識と結びついて、差別語とされるようになったのだと思う。(同書、44頁～45頁)。

と述べているが、差別語を問題にすると、少なくとも二つの局面を考えねばならないだろう。一つは、あらゆる語がいわゆる差別語になりうるという局面であり、もう一つは、いわゆる差別語として日常的に流通している差別語の問題の局面である。この場合では、「めくら」が始めから、いわゆる差別語ではなかったということである。この事については、三浦つとむが、

めくらを禁句にして目の不自由な人にいいかえるのは、対象に実在する差異をとりあげて区別することを止め、ヨリ大きな差異に解消することである。目の不自由な人という概念には、強度の近視や乱視や病気による視力の減退などの場合がふくまれているから、この概念でめくらを意味させるのは一種の隠語化である。めくらの人びとは自分の肉体の欠陥をあらわに示していないから、歓迎するかもしれない。しかし、隠語化は形式的な解消でしかなく、この見かけの解消の背後にはいつでもめくらの概念をかくし持っているのである。これも言語であるから、めくらと同じように肉体の欠陥をとりあげて区別して扱うことになるが、それが表現面に示されずに目の不自由な人という語彙の一つの使い方になる。めくらと目の不自由な人とが共存する場合に、後者を「差別語」化して使うことはほとんどないけれども、前者が後者に解消した場合には事情が変わってくる。女中をお手伝いさんといいかえ、敬語を使っているのだからと安心していても、こんどはこのお手伝いさんが軽蔑感で使われて「差別語」化することがしばしばあるのと、同じである。(『「差別語」の理論的解明へ』『展望』第206号、66頁、1976年2月)

と述べていることが参考になろう。三浦は「差別語」成立に対して「この世界は、どこまで行っても、対象の差異を認めてそれを区別して扱わなければならないような、構造を持っている。(略)対象の差異を認めて区別するとすれば、そのための語彙が出現するわけであって、この意味ですべての語は差別語だということになる。」(同論文、63頁)という基本的な考えを持っている。ただ、この区別の構造に対応して言語がある以上、全ての言語は差別語であるという考えに対しては、野元菊雄がその定義に従うならば、「全ての言語(あるいは単語)は区別語である」という方が正しいのではないかと反論している(『シンポジウム 差別の精神史序説』三省堂選書25)が、差別意識のもとでは、容易に「区別語」が「差別語」として変貌することは間違いないだろう。

## 10

国語学者の渡辺 武は、この変貌の原因をめぐって、言語学者大久保忠利の「内言・外内言・外言」の概念〔注一「内言」とは、何かを言おうとする時の声にならない段階の言葉、「外内言」とは、考えたことを、どの言葉で表現しようかと言葉を選択している段階の言葉、「外言」とは、考えたことが実際に声として出た言葉、文字に書かれた言葉。〕を用いて、「差別語」とは送り手の「内言」と受け手の「内言」との食い違いから生じてくるのではないかと説明する（「コトバは文化の担い手—『差別用語』と言語心理—」、用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会編『差別用語』、1975年11月）。その上で、先にあげた「めくら」が差別語化していくような経緯について、

わたしは、たまたま使われる場面が、人をののしったり、さげすんだり、軽蔑したりする場面に多く使われたので自然にこうなったのではないか、もっといえば、受け手の側に、差別される場合のコトバとしての「コトバアレルギー」の引き出しができてしまったのではないかと考えるのです。（同、256頁）

と述べる。則ち、差別の場面の中で、「区別語」が「差別語」として用いられることで、受け手の側で、その言葉に対する「コトバアレルギー」が出来てしまい、その「コトバアレルギー」が送り手の側の言葉意識を規定していったというのが渡辺氏の考えである。確かに、差別語として固定化された言葉が、衝撃力を持つのは「コトバアレルギー」の歴史的な蓄積によるだろう。では、そのように認識した上で、〔言葉狩り〕の事態にどう対処すればよいのか。その点に関しての、渡辺氏の「コトバの問題を考える最低の条件は、送り手と受け手のアタマに澄み切った空白の部分が存在していることです。」（同、259頁）という考えはわかるとして、「本当に『差別』したのか、それとも単なる『コトバアレルギー』にふれたのか。」（同）を検証していくことで、〔言葉狩り〕の問題は解決するのだろうか。

## 11

松田 修は「言葉の敗者は現実の敗者」（『シンポジウム 差別の精神史序説』三省堂選書25、28頁）という。我々は、アイヌ民族に〔和名〕を強要したり、朝鮮人に〔創氏改名〕を強要した歴史を持つ。それは、その民族にとっては屈辱的な事態であった。そして我々は現代においても、レッテルの貼り合いを行うことで、相手を排除しようとしていないか。なぜ、排除するのか。それは、自らが勝者であることを誇示したいためか。レッテルを張ることで、相手を排除しながら自己の支配権を印象づけようとする。しかし、その時、相手の実体は見えなくなる。いや、実体を見ないためにレッテルを貼るのではないかなぜなら、排除される者は「徴つきの挑発性」（山口昌男発言。同書、41頁）を持っているからである。排除する者は、排除しながら自ら脅かす挑発力を怖れている。

現在、〔命名〕という行為の持つベクトルは二極分解しているのではないか。排除するための〔命名〕である事を批判されることを危惧しながら、実体を無化するための〔言い換え〕という事態に陥っている。今野敏彦が、



われわれは、「身体障害者」という名詞のレッテルを、顕著な可視的特色からひきだし、それ以上の問題に深入りしようとはしない。換言すれば、「一次的効能をもつレッテル」(G・B・オルポート)を貼ることにより、その身体障害者の具体的な現実を見落してしまうのである。

(「蔑視語の魔性—その社会科学的分析への試論—」『言語生活』No. 264, 71頁, 1973年9月号)

と述べているが、逆に言えば、そのような事態に追い込まれたのではないか。我々は〔言葉狩り〕と〔言い換え〕の悪循環の中で、その実体に触れることを避けるようになる。俗諺に言う「触らぬ神に祟りなし」である。

## 12

〔悪口〕が〔差別語〕にすり替えられていった原因について、別役 実は次のように言う。

私たちはもうすでに、言葉に悪意をこめることができなくなってしまっている。むしろ、言葉それ自体の中に内包されている悪意に対して、たじろぐのです。したがってその言葉の受け手も、ひどく屈折した形でしか、その悪意を受けとることができない。相手の人格に対して、正当に反応することができないのです。つまり、言葉を介して人格と人格がストレートに、健康に対応することが出来なくなった。(『シンポジウム 差別の精神史序説』31頁)

と。則ち、〔人格の衰弱〕が問題であると。さらに、別役は現在における〔命名〕の問題と関わらせて、

名前というものが、命名者の意図とそれを受けるものとの反応の、過渡的な仮のかたちであることをやめてしまって、それが本質になりかねなくなってしまった。このことを、僕は、言葉に対する人格の衰弱であると考えたいわけですね。(同, 36頁~37頁)

という。さらに、〔言葉狩り〕という事態の背後に、「言葉に対する人格の衰弱」があることを、別役は「めくら」が差別語とされた問題と関わらせて、

名前が本質を規定しはじめた時、私たちは「めくら」という言葉を、相手に対する一種の悪意をこめずには発言できないのに気づいたのです。そこで当然、私たちは「めくら」という言葉を使うたびに、ある種のたじろぎを抱かずにはいられなくなる。「めくら」を禁句にしようとする人々は、この言葉それ事態ではなく、私たちのたじろぎに敏感に反応したのだと思います。おそらく、それに対しては、奇妙な、そして不気味な感触を持ったに違いないと私は考えます。それが、現在告発されつつあるのではないのでしょうか。(傍線はもと傍点。同, 37頁)

と指摘する。この別役の発言は、〔言葉狩り〕の持つ内在的な理由を、的確に言い当てている。この別役の発言を次のように捉えることが可能だ。言葉が人格の裏付けを失っていったなかで、言葉にたいする生理的感覚が際立っていった、と。

## 13

現在、我々の世界は〔清潔〕〔清浄〕感が最大の価値として受け入れられている。言葉に対しても〔悪意〕〔侮蔑〕〔軽蔑〕〔差別〕といった穢れを感じさせる言葉は、極力排除される運命にあると言ってよいだろう。この背景に、〔穢れの言葉〕=〔穢れの実体〕とする言霊の観念が色濃く影を落としている。言わば、言霊の観念の影に脅えているゆえ

の〔言葉狩り〕であるとも言えよう。次々と言葉を〔差別語〕としてタブー化してゆく事態に現代の日本人の言語感覚が際立っている。別役は「たじろぎ」という表現を使ったが自らの差別感を穢れとして持て余し、それらを歴史の闇のなかに振り捨てようと〔言葉狩り〕と〔言い換え〕に奔走している時代に危惧を感じざるを得ない。

なお、本研究ノートは 1992年度学内特定研究「現代における技術・芸術概念の再検討とその教育的意義の追求」の研究報告の性格を持つ。